

伊丹市下水道ウォーターPPP事業

優先交渉権者選定基準

令和8年6月

伊丹市上下水道局

目 次

第1 審査の概要	1
1 本提案評価基準の位置づけ	1
2 基本的な考え方	1
3 審査会による評価	1
4 審査の手順	2
第2 審査の内容	3
1 第一次審査	3
2 第二次審査	3
第3 総合評価点の算定方法	4
1 配点方針	4
2 提案書類の審査項目等	4
3 評価点の算定方法	7

第 1 審査の概要

1 本提案評価基準の位置づけ

本優先交渉権者選定基準は、伊丹市下水道ウォーター P P P 事業（以下「本事業」という。）の受託者となる事業者（以下、「事業者」という。）を決定するにあたっての手順、方法、評価基準を示すものであり、参加者に交付する募集要項等（募集要項に定める定義による。以下、同じ。）と一体のものとして扱う。

2 基本的な考え方

本事業の実施にあたっては、事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用する観点から、ウォーター P P P（管理・更新一体マネジメント方式）による委託を行うものである。

本事業は、下水道事業の安定的な運営に向けて、事業者との協働により持続可能な下水道サービスの確立を目指すものであり、事業者からの提案内容を総合的に評価する必要がある。

このため、事業者の募集及び選定は公募型プロポーザル方式により行う。

3 審査会による評価

伊丹市上下水道局（以下「局」という。）では、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、局が指定する選定委員からなる「伊丹市下水道ウォーター P P P 事業プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において評価する。

4 審査の手順

本事業に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、局及び審査会における提案内容の審査を行う。

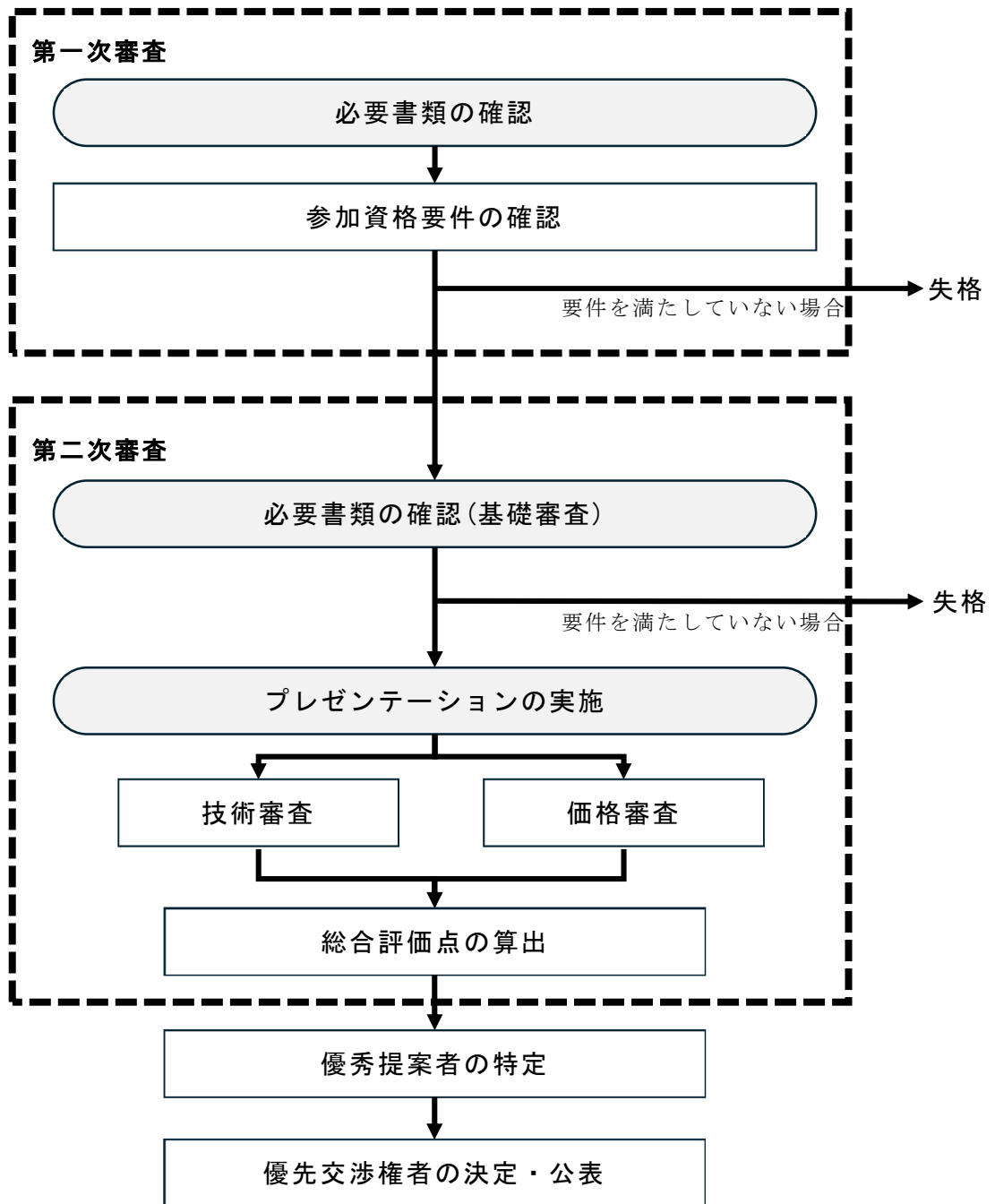


図 1.1 審査の手順

第2 審査の内容

1 第一次審査

(1) 必要書類の確認

局は、本プロポーザルへの参加者（以下、「参加者」という。）から提出された参加資格申請時に必要な書類について、募集要項にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、局が軽微な書類不備等と認め、速やかに補填された場合は、この限りではない。

(2) 参加資格要件の確認

局は、参加者から提出された参加表明時の提出書類に基づき、参加者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 第二次審査

(1) 基礎審査

局は、参加者から提出された提案書について、募集要項にて求めた必要書類がそろっていることを確認する。局による提出書類の審査を行い、提出書類の内容の要件を満たしていないと認められた場合は、失格とする。ただし、局が、軽微な書類不備等と認め、速やかに補填された場合は、この限りではない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会及び局は、必要書類の要件を満たした参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施することを原則とする。

なお、実施予定日時等については、募集要項「第3 2 募集及び選定スケジュール」に留意すること。

(3) 技術審査

審査会は、提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「第3 総合評価点の算定方法」に基づき算定を行う。

(4) 価格審査

審査会は、参考見積価格について、「第3 総合評価点の算定方法」に基づき算定を行う。

(5) 総合評価点の算出

技術審査及び価格審査を合算し、総合評価点を算出する。

(6) 優秀提案者の特定

審査会及び局は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として特定する。ただし、技術審査に基づく点数（以下「技術評価点」という。）の合計点が48点に満たない場合、当該提案を行った者を優秀提案者として特定しない。

優秀提案者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高い提案を行った者を優秀提案者として特定する。

(7) 優先交渉権者の決定及び公表

局は、優秀提案者の特定結果をもとに優先交渉権者を決定する。なお、局は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、審査会の特定結果の上位者から順に上記契約手続きを行う場合がある。

審査の結果及び評価の内容については、優先交渉権者の決定後速やかに局のホームページへの掲載により公表する。

第3 総合評価点の算定方法

1 配点方針

提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と、応募者の提案したサービス対価に基づく点数（以下「価格評価点」という。）を基に、それぞれ80点及び20点を満点として、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (80点満点)} + \text{価格評価点 (20点満点)}$$

技術評価点は、「2 提案書類の審査項目等」及び「3 評価点の算定方法」により算定し、価格評価点は「3 評価点の算定方法」に基づき算定する。その後、技術評価点と価格評価点の点数を合計した総合評価点により、優秀提案者及び次点提案者を選定する。

2 提案書類の審査項目等

技術評価点の算出にあたって、提案書類の審査における評価項目、評価の視点及び配点は表3.1のとおりとする。

表 3.1 評価項目、評価の視点、配点

評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	評価の視点	配点 (点)	
1 実施体制	企業の受注実績(件数)	計画的維持管理業務及び設計等に関する業務を担う企業について、要件に定める業務の実績を評価する。	2	10
	責任者の資格要件	計画的維持管理業務及び設計等に関する業務の責任者について、保有する資格を評価する。	2	
	責任者の業務実績 (件数)	計画的維持管理業務及び設計等に関する業務の責任者について、要件に定める業務の実績を評価する。	2	
	持続可能性	代表企業及び構成企業が健全な財務体質を有しているか。	4	
2 事業実施方針	本事業の理解度	局の公共下水道事業に関する施策を踏まえ、WPPPで実施することの意義を理解しているか。	2	4
	取組方針	取組方針に、本事業の実施に係る優れた視点、方針等が提案されているか。	2	
3 事業計画	実施体制、 技術者配置計画	事業の実施に必要な技術者及び有資格者の人員配置計画・体制について適切な提案となっているか。構成員間の役割分担が明確になっているか。	2	6
	事業計画	事業全般に係る事業計画が適切に提案されているか。また、各業務の実施スケジュールは、業務間の連携等に配慮した適切な提案となっているか。	2	
	リスク管理	本事業の実施に係るリスクが適切に抽出され、それらリスクへの対応策(保険付保も含む)について、適切な提案となっているか。	2	
4 統括管理業務	統括管理・ 全体管理	統括管理業務における業務実施プロセス(計画、実施、確認、改善の流れ)及び発注者との協議・報告・承認の進め方について効果的かつ具体的な提案となっているか。	8	8
5 日常的維持管理 業務	管路施設清掃業務	管路施設清掃業務について、実施方法、品質確保の工夫及び作業結果の記録・報告方法について効果的かつ具体的な提案となっているか。	4	16
		緊急清掃が必要な際に対して、迅速かつ効率的な清掃の実施に関する具体的な提案となっているか。	4	
	住民対応業務	(受付・初動対応) 住民からの苦情・問い合わせ等に対する受付から初動対応、現地確認、報告・回答までの対応方針及び運用方法について効果的かつ具体的な提案となっているか。	4	
		(記録・再発防止) 住民対応における記録方法、傾向分析、再発防止策の検討・実施方法について効果的かつ具体的な提案となっているか。	4	
6 計画的維持管理 業務	管路施設修繕業務	管路施設修繕業務について、修繕手法、対象の選定、実施計画の考え方及び品質確保の工夫について効果的かつ具体的な提案となっているか。	2	10
	管路施設点検業務 (法定点検)	管路施設点検業務(法定点検)について、実施方法、判定・記録の考え方、報告内容及び不具合発見時の対応方針について効果的かつ具体的な提案となっているか。	2	
	管路施設調査業務	管路施設調査業務について、調査手法、対象の選定、品質確保及び成果の活用方法について効果的かつ具体的な提案となっているか。	3	
	点検・調査結果の 評価と活用	点検・調査結果を踏まえた健全度評価、リスク評価、更新・修繕の優先順位付けへの反映方法について効果的かつ具体的な提案となっているか。	3	

評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	評価の視点	配点 (点)	
7 設計等に関する 業務	管路施設 ストックマネジメント計画 策定業務	管路施設ストックマネジメント計画策定について、策定手順、使用する情報、優先順位付けの考え方及び成果物の整理方法について効果的かつ具体的な提案となっているか。	2	10
	管路施設改築 設計業務	改築設計業務について、設計条件整理、現地条件の把握及び設計品質確保の工夫について効果的かつ具体的な提案となっているか。	2	
	更新計画案作成	(計画策定の考え方) 更新計画案作成業務について、情報収集・整理方法、健全度評価や優先順位付けの考え方、更新量の平準化等を含む計画策定の考え方について効果的かつ具体的な提案となっているか。	3	
		(維持管理との連携) 日常的維持管理業務及び計画的維持管理業務の結果を更新計画案に反映する仕組み(反映項目、見直し頻度、判断基準等)について効果的かつ具体的な提案となっているか。	3	
8 安全管理、 緊急時対応	緊急時のケース想定 及び対応方法	多様な緊急時のケースが想定されているか(事故・災害等)。また、各事態への適切な対応方法が提案されているか。	2	4
	緊急時の緊急連絡体制、 人員配備計画、市との連携	緊急時の人員配備計画や緊急連絡体制(召集人数や時間等)について適切な提案となっているか 緊急対応における市との連携体制や考え方が適切な提案となっているか	2	
9 モニタリングに関する方針		要求水準の達成状況を把握するためのセルフモニタリングの方法(指標、点検・確認手順、報告内容、改善の進め方等)について効果的かつ具体的な提案となっているか。	2	4
		セルフモニタリングを活用した業務の維持・改善方法について効果的かつ具体的な提案がされているか。	2	
10 地域貢献(地元企業等の活用)		代表企業・構成企業の営業所等の所在地(伊丹市内・兵庫県内)を評価する。 地域経済への貢献について、具体的な方針と実施方法が提案されているか。	8	8
技術評価点 合計			80	80
価格評価点 合計			20	
技術評価点及び価格評価点の合計			100	

3 評価点の算定方法

(1) 技術評価点の算定方法

技術評価点は、評価項目ごとに5段階の評価を行い、評価項目別に算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の点数は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めて算定する。

表 3.2 技術評価基準

評価	評価内容	評価
A	当該評価項目において、要求水準等契約内容を十分充足する、大変優れた技術力を有していると考えられる	配点×100%
B	当該評価項目において、A評価とC評価の概ね中間の技術力を有していると考えられる	配点×80%
C	当該評価項目において、要求水準等契約内容を充足する、標準的な技術力を有していると考えられる	配点×60%
D	当該評価項目において、C評価とE評価の概ね中間の技術力を有していると考えられる	配点×20%
E	当該評価項目において、要求水準等契約内容を充足するが、技術提案の記載内容が不十分な技術力の程度と考えられる。	配点×0%

(2) 価格評価点の算定方法

価格評価点は、提案者のうち最低提案額を満点(20点)として、次の式により算定する。なお、価格評価点は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (20点)} \times (\text{最低提案額} \div \text{提案額})$$

(3) その他

技術評価点及び価格評価点について、次の場合においては、失格とする。

- ・技術評価点の合計が48点未満の場合は、失格とする。
- ・提案額が提案上限額を超えた提案は、失格とする。